

請 願 文 書 表

(2 8 年 3 月 定 例 会)

| 受理 番号 | 受理年月日 | 件 名 | 請 願 者 | 紹 介 議 員 | 要 旨 | 所管委員会 |
|----------|-----------------------|---|--|---|---|---------------|
| 2 | 平成 2 8 年 2 月 2 9 日 | T P P 協定の拙速な 批准を行わないよう 意見書の提出を求め る請願 | <p>亀岡市東別院町倉谷上疆地 4 0 番地</p> <p>T P P ストップ口丹連絡会 代表委員 佐々木幸夫 同 河内 玲子</p> <p>亀岡市農民組合 組合長 中澤 武</p> | <p>田中 豊 馬場 隆 三上 泉 酒井安紀子</p> | <p>(請 願 の 趣 旨) T P P 協定の拙速な批准を行わないよう関係機関に意見 書を提出して頂くこと。</p> <p>(請 願 の 理 由) T P P (環太平洋パートナーシップ) 協定は調印を終え、 参加各国の批准作業に移りました。政府は交渉過程での秘 密主義に続き、「大筋合意」後もその全容を明らかにしない まま「T P P 対策費」を含む補正予算を通し、6 0 0 0 ペ ージを超えるとされる協定及び附属書をきちんと精査する 時間も与えないで国会に批准を求めようとしています。国 や地域、更に国民生活に係る重大な協定の可否を判断する には、このような拙速な手続きはふさわしくありません。 協定の内容も問題です。米麦の輸入枠の拡大、牛・豚肉 での関税引き下げ等重要 5 品目全て大幅な譲歩を行い、加 えて重要 5 品目の 3 割・その他の農産品ではその 9 8 % の 関税の撤廃を合意しています。さらには関税撤廃時期の繰 り上げや、政府が「国会決議を守った」とする「例外」も、 7 年後に 5 カ国と関税・関税割り当て・セーフガードにつ いて協議が行われる規定があるなど、今示されている「合 意」も通過点に過ぎません。これでは現在でも苦しい地域 農業は成り立ちません。 また、透明性や規制の整合性確保を理由に、医療をはじめ 健康や暮らしを守る様々な規制・制度に関わる各種審議 会に、参加企業からも意見を表明できる規定さえあります。 T P P と並行して行われてきた日米二国間協議では、アメ リカからの規制緩和要求を担当省庁が窓口になって規制改 革会議に諮るといふ、主権放棄にまで踏み込んでいます。 よって、このように問題が多い協定の拙速な批准は行わ ないことを関係機関に強く求める意見書を提出していただ きますよう請願いたします。</p> <p>地方自治法第 1 2 4 条の規定により、上記のとおり請願 書を提出します。</p> | 産業建設 常任委員会 |